

野焼き(家庭ごみなど)は原則禁止です

家庭ごみなどを焼却することは、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人体への悪影響も心配されることから、廃棄物処理法で一部の例外規定を除き禁止されています。また、家庭での簡易焼却炉、古いドラム缶を使用しての家庭ごみの焼却することも禁止されています。

例外行為として、風俗習慣上や宗教上の行事(とんどさんなど)、農業等でやむを得ずにする焼却(焼き畑、下枝の焼却など)、軽微な焼却(落ち葉焼)などがあります。

違反した場合には、5年以下の懲役、1000万円以下(法人は1億円以下)の罰金が科せられる場合があります。なお例外行為であっても、煙やにおいて近隣にお住まいの方に迷惑を及ぼす行為は、行政指導の対象とさせていただきますので、ご理解いただきますよう宜しくお願いいたします。



【問い合わせ先】町民生活課 環境衛生室(天萬庁舎内) TEL 64-3781

ご存知ですか? 障害基礎年金

国民年金の加入中等に初診日がある病気やケガなどで障がいの状態になったときに支給されます。

■障害基礎年金を受ける条件

- ①障がいの原因となった病気・けがについて初診日において、国民年金の被保険者である。
- ②その病気・けがの初診日から1年6ヶ月を経過した日の障がいの状態
(ケースにより異なりますので、個別にご相談ください。)
- ③初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上ある場合。(現在は特例として初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。)

*20歳前に初診日のある病気やケガによって障がいの状態になった方は、障害等級の1級または2級に該当すれば20歳から(障害認定日が20歳以後の場合は、障害認定日から)受給できます。ただし、この場合本人に一定額以上の所得や他年金の受給がある場合、支給が制限されます。

【問い合わせ先】日本年金機構米子年金事務所 TEL 34-6111

町民生活課(天萬庁舎内) TEL 64-3781

鳥取県の奥深い話題満載!

県総合情報誌『とっとりNOW』99号(9月1日発行)好評発売中!

鳥取が世界に誇る写真家、植田正治は、生涯、あくまでもアマチュアを貫き山陰で暮らしました。巻頭特集では、生誕100年を迎える今年、人々を惹き付けてやまぬ、その魅力を紐解きます。特集では、まちにスウィングの「魔法」をかける「鳥取JAZZ」の取り組みを追いました。

■取扱場所/下記事務局、県内書店ほか ■定価/1部300円(税込)

■発行/年4回(3, 6, 9, 12月)

【問】鳥取県広報連絡協議会(県庁内) TEL 0857-26-7086

